



発行  
東京都

目 次

規則

○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（総務局総務部情報公開課）

○医療法施行細則の一部を改正する規則

（保健医療局医療政策部医療安全課）

告示

○土地区画整理事業の終了認可

（都市整備局市街地整備部区画整理課）

○食品衛生管理者登録講習会の登録

（保健医療局健康安全部健康安全課）

○都道の区域変更

規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百七十九号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第一号様式の二中「印」を削る。

別記第一号様式の三一（表中「印」及び「ファクシミリ番号

（印）」を削り、

（印）」を削り、

6 従業者定員					
職種	定員	職種	定員	職種	定員
医師	名	栄養士又は管理栄養士	名	歯科医師	名
薬剤師	名	臨床（衛生）検査技師	名	歯科衛生士	名
看護師	名	理学療法士	名	歯科技術士	名
准看護師	名	作業療法士	名	事務員	名
助産師	名	柔道整復師	名	労務員	名
診療放射線（工 シックス線）技師	名	看護補助者	名	計	名
	名		名		名

- 東京都規則第百七十八号
- 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和四年東京都規則第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
- 別記第一号様式、第十三号様式及び第二十号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附則

1 この規則は、令和七年十二月二十八日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則別記第一号様式、第十三号様式及び第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがある。

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

6 従業者定員					
職種	定員	職種	定員	職種	定員
医師	名	栄養士又は管理栄養士	名	歯科衛生士	名
歯科医師		臨床検査技師		歯科技工士	
薬剤師		診療放射線技師		その他	
看護師		臨床工学技士			
准看護師		理学療法士			
助産師		作業療法士			
看護補助者		言語聴覚士		計	名

〔(7) エッタス線診療室放射線防護図 (平面図及び立面図。縮尺50  
片) 改め、同様式第3圖中 1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)

(8) 案内

〔7〕 エックス線診療室等の放射線防護図 (縮尺50分の1以上の平面図)

〔(7) エックス線診療室等の放射線防護図(縮尺50分の1以上の平面図及び平面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。) 〕及び謹意計算書

(9) 事前相談結果通知書（個人開設者である医師が、自ら医療法人を設立した場合を除く。）

(10) 建築確認済証

(11) 臨床検査施設、給食施設、消毒施設、洗濯施設のうち、外部委託する場合は外部委託する業務の標準作業手順書

「3 療養病

7 従業者定員	
名	その 他
言	言語聴覚士
名	作業療法士
	理学療法士
	臨床工学技士
	診療放射線技師
	臨床検査技師
	栄養士又は管理栄養士
	看護補助者
	助産師
	准看護師
	看護師
	薬剤師
	歯科医師
	医師

〔6〕 エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50

「3 療養病床を有する病院の場合は、平面図に朱書等により、申請に係る療

に係る療養病床を有する病室及び機能訓練室等の施設が明確になると  
るようになること。

合がある

床を有する病院の場合は、平面図に朱書等により、申請

養病床を有する病室及び機能訓練室等の施設が明確にされること。

添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場

改々、「(日本産業規格A列4番)」を置く。

」  
（注）上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

## 報 公 都 京 東

別記第1号様式「<sup>(6)</sup>」及る「ファクシミリ番号 ( )」を記入する。

「(6) エックス線診療室等の放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の

様式「<sup>(1)</sup> 1又は25分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)」を記入する。

(7) 案内図

「(6) エックス線診療室等の放射線防護図(縮尺50分の1以上の平面図及び側面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。)」

(7) 案内図

(注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

合がある。

」

別記第四号様式「<sup>(6)</sup>」及る「ファクシミリ番号 ( )」を記入する。

「(6) 案内図

」

別記第五号様式「<sup>(6)</sup>」及る「ファクシミリ番号 ( )」を記入する。

(注) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

」

合がある。

別記第五号様式「<sup>(6)</sup>」及る「ファクシミリ番号 ( )」を記入する。

式添付書類中「<sup>(6)</sup>」を記入する。

4 エックス線診療室等を変更しようとする場合は、放射線防護図(縮尺50分の1以上)の平面図及び側面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。)及び遮蔽計算書

別記第五号様式添付書類中「<sup>(6)</sup>」を記入する。

1 変更事項明細書(変更しようとする内容、担当者及び連絡先を必ず記載すること。)

別記第五号様式添付書類に次のとおり記入。

6 新たに増築等を行うに当たり、土地の購入又は賃借を行う場合は、権利関係を証明する書類及び建物に関する建築確認済書

別記第五号様式裏注意事項に次のとおり記入。

5 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

別記第五号様式「<sup>(6)</sup>」及る「ファクシミリ番号 ( )」を記入する。

」

同様式「<sup>(6)</sup>」

注意事項

(1) 記載内容の確認のため、担当者及び連絡先を記載した書類(名刺等)を添付すること。

(2) 許可を受ける病床が、一般病床のみに係るものである場合においては、1、2及び5の項目を必須記載事項とし、他の項目は任意とする。

」

別記第五号様式の「<sup>(6)</sup>」

別記第五号様式の「<sup>(6)</sup>」

同様式「<sup>(6)</sup>」

」

同様式「<sup>(6)</sup>」

」

に注意事項(1)として次のように加える。

(1) 記載内容の確認のため、担当者及び連絡先を記載した書類（名刺等）を添付すること。

別記第五号様式の五中

## 「第5号様式の5 (第5条の2関係)

を改めて

（ ）」を削り、同様式裏添付書類を次のように改める。

添附書類

建物の平面図（縮尺200分の1以上のもの）

別記第五号様式の五(裏)注意事項中(4)を(5)とし  
様式(裏)に注意事項(1)として次のように加える。

別記第五号様式の六中

## 「第5号様式の6 (第5条の2関係)

（ ）」或「ファクシミリ番号」

(第18455号)

）」を削り、同様式裏添付書類を次のように改める。

## 建物の平面図（縮尺200分の1以上のもの）

別記第五号様式の六裏注意事項中(3)を(4)と

注意事項(1)として次のよう<sup>1</sup>に加える。

別記第六号様式(表)及び第六号様式の二表中「印」及び「ファタシミリ番号」を削る。

別記第七号様式片(第1表中「印」及び「ファクシミリ番号( )」を削り、同

〔9〕 エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。）

様式3(裏中)(第10)案内図(注)臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証

保健所担当者の確認印を受けること。

〔9〕 エックス線診療室等の放射線防護図（縮尺50分の1以上の平面図及

(10) 案内図

(注) 1 開業登録証の写しと免許証の写しの添付は、本に改め

欄に保健所担当者の確認印を受けること。

乙 上記の添付音類のほか、内各種記のもの、追加音類を含める場合がある。

場合がある。

## 報 公 都 京 東

別記第八号様式「<sup>印</sup>」及る「ファクシミリ番号 ( ) 」を記入する。

様式「<sup>印</sup>」(第2種)

「(8) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1又は25分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)」

様式「<sup>印</sup>」(第2種)

(9) 案内図

(注) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

「(8) エックス線診療室放射線防護図(縮尺50分の1以上の平面図及び側面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。)」

(9) 案内図

(注) 1 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

2 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

「(9) 案内図  
様式「<sup>印</sup>」(第2種)

(注) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

「(10) 案内図  
様式「<sup>印</sup>」(第2種)

(注) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

## 「(10) 案内図

(注) 1 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

「(10) 案内図  
様式「<sup>印</sup>」(第2種)

(注) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

「添付書類 1 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書」

2 病室の定床数が減少する場合には、変更前と変更後の平面図(縮尺200分の1以上のもの)を添付すること。

3 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

「添付書類 1 開設者の住所及び氏名の変更のうち、開設者が法人の場合、定款、寄附行為又は条例」

2 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書

3 病室の定床数が減少する場合は、変更前と変更後の平面図(縮尺200分の1以上のもの)

4 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

(注) 記載内容の確認のため、担当者及び連絡先を記載した書類(名刺等)を添付すること。

「(10) 案内図  
様式「<sup>印</sup>」(第2種)

(注) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

別記第十一号様式中「(回)」及び「ファクシミリ番号」を削る。

〔3〕開設説明書  
日記及び  
「診療所」の次に「歯科診療所」や  
「」を語る。

（開設届出）年	
番号	

出) 年 年 月 日 第 号

に改める。

別記第十六号様式、第十七号様式及び第十八号様式中「㊯」及び「ファクシミリ番号」

別記第一十号様式中「印」及び「ファクシミリ番号」( )」を削る。

6 従業者 数	医 薬 剤 師	名	臨床(衛生)検査技 師	名	歯 科 医 師	名
			看 護 師	理 学 療 法 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
	看 護 師	名	作業療法士	名	事務員	名
	助 産 師	名	柔道整復師	名	労務員	名
	診療放射線(工 タックス線)技師	名	看護補助者	名		
	栄養管理士	名	厨	名		
	栄養士	名		計	名	

左

改  
わ  
る

別記第二十一号様式中「**(1)**」及び「ファクシミリ番号」

（ ） 「 を削り、

1

7 従業者数	医 師	名 師	臨床(衛生)検査技	名	歯 科 医 師	名
			歯 科 術 生 士		歯 科 技 工 士	
	薬 葉 師	師	理 学 療 法 士			
	看 護 師	師	作 業 療 法 士		事 務 員	
	准 看 護 師	師	柔 道 整 復 師		労 務 員	
	助 産 師	師				
	診療放射線(エッ	技 師	看 護 業 務 員			
	ク 又 線 ) 又 理 療 師	士				
	看 護 業 務 員	士				
	手 師	師				
			計			
			名			

卷

7 従業者 数	医 師	名	栄養士又は 管理栄養士	名	歯科衛生士	名
	歯科医師		臨床検査技師		歯科技工士	
	薬剤師		診療放射線技師		その他	
	看護師		臨床工学技士			
	准看護師		理学療法士			
	助産師		作業療法士			
	看護補助者		言語聴覚士	言	名	

12

三

改める。

別記第二十一号様式の二(表中「印」)を削る。

別記第二十一号様式(片)第1(表及び第二十三号様式1(表中「印」)を削り、  
番号( )を「電話番号( )」  
シミリ番号( )」

に改める。

別記第二十四号様式(片)第1(表中「印」)を削り、「26条」を「第26条」と、  
「電」を「電」

に改める。

番号( )  
シミリ番号( )

を「電話番号( )」

に改める。

番号( )  
シミリ番号( )

を「電話番号( )」

に改める。

別記第二十八号様式から第三十号様式の三までの規定中「印」及び「ファクシミリ番

号( )」を削る。

#### 附 則

- 1 ノの規則は、公布の日から施行する。
- 2 ノの規則の施行の際、この規則による改正前の医療法施行細則の様式(ノの規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが認められる。

## 告 示

### ○東京都告示第千百四十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十三日

東京都知事 小池百合子

#### 一 施行者の氏名

新田 昭夫

新田 正行

#### 二 事業施行期間

令和五年七月二十日から令和八年一月三十一日まで

#### 三 施行地区

西東京市柳沢五丁目の一部

#### 四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業

令和五年七月二十日

#### 五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日

令和七年十二月二十三日

## ● 東京都告示第千百五十号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四百八条第六項第四号に規定する講習会として、次のとおり登録したので、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十四条第一号の規定に基づき告示する。

令和7年十二月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人日本食品衛生協会  
台東区寿四丁目十五番七号

二 講習会の実施期間

(一) 食肉製品関係科目

令和八年二月十三日から同年七月二十四日まで

(二) 添加物関係科目

令和八年三月十三日から同年九月三日まで

三 登録年月日

令和七年十一月十八日

## ● 東京都告示第千百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 新宿国立  
二 變更の区間 杉並区久我山一丁目三百九十三番五地内

三 變更の概要 別図表示のとおり

から同所六百八十七番二十五地先まで

別  
図

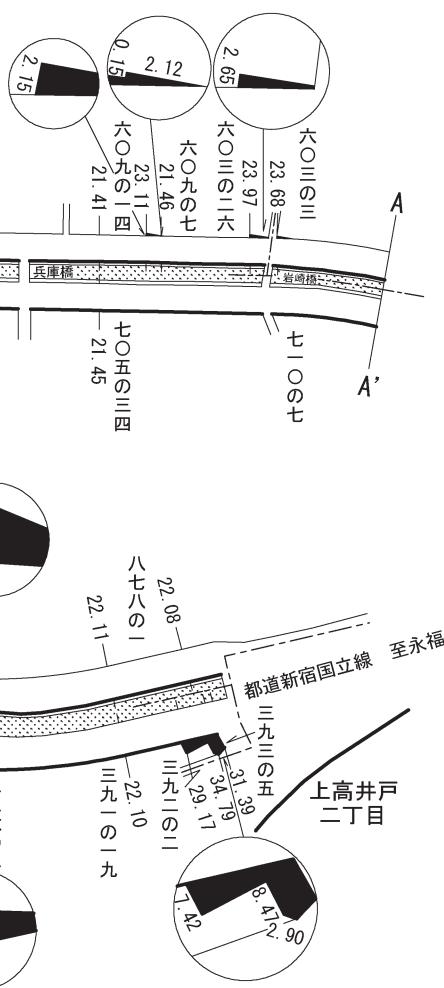
## 都道新宿国立線区域変更図

杉並区久我山一丁目地図

高速自動車国道

都道特別区道

編入区域

面積  
一一七〇八メートル  
一一二〇六〇平方メートル

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一  
一  
一  
一  
代  
郵便番号 163-8001定価本号  
一箇月  
(郵送料を含む)  
六、六〇〇円 三〇円印刷所勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の  
リサイクル適性を示すもの